

納税環境整備に関する専門家会合（第3回）議事録

日 時：平成30年11月5日（月）14時00分～16時00分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

○岡村座長

それでは、時間となりましたので、ただいまから納税環境整備に関する専門家会合の第3回を開催いたします。

先般の第2回会合におきましては、まず、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に関する現行の取組等について事務局から御説明をいただきました。その上で、委員や有識者の皆様からは、経済社会の変化を踏まえ、自主的な適正申告を確保するための方策を検討するに当たってどのような視点・考え方が必要か、また、具体的な方策としてどのようなことが考えられるか、さらに、それらの方策を検討するに当たって、どのような点に留意すべきかといった点について、様々な御意見をいただきました。

本日は、前回までの議論も踏まえまして、新たな経済取引における適正課税を確保するための施策等について、さらに議論を深めていければと考えております。

次に、本日の会議の流れについて、御説明をさせていただきます。

前回の専門家会合では、マイナポータルを活用した確定申告の仕組みの構築について、ぜひ積極的に検討を進めていただきたいといった御意見を多くの方々からいただきました。そこで、本日は、委員の皆様への御了解をいただいた上で、実際に、マイナポータルと連携する民間送達サービスであるe-私書箱を御提供されている野村総合研究所から未来創発センター制度戦略室、梅屋真一郎室長、マイナンバー事業部、南側洋司グループマネージャー及び兼子和巳上級コンサルタントにおいでいただきました。

本日は、皆様にマイナポータルを活用する際のイメージを持っていただければということで、実際にe-私書箱を使用したデモンストレーションを行っていただきつつ、所要20分程度で御説明をいただければと考えております。

また、本日は、マイナポータルやマイナンバー制度を所掌する内閣官房番号制度推進室の浅岡孝允企画官にもおいでいただきましたので、マイナポータルの活用に向けた政府の取組等について所要10分程度で御説明をいただければと考えております。

なお、野村総合研究所及び内閣官房番号制度推進室からお越しの皆様は、大変お忙しいところを御出席いただいておりますので、御説明、質疑が終了次第、御退席をいただく形となります。

その後、前回の会合で御指摘いただきました事項について、事務局より若干の補足説明をしていただく予定です。その上で、総会へ報告する内容について、資料のたたき台もお示しした上、皆様からの御意見をお聞きしたいと思っております。

それでは、議題に入りたいと思います。

まず野村総合研究所から、梅屋室長、よろしく申し上げます。

○野村総合研究所梅屋制度戦略室室長

それでは、私の方から御説明させていただきます。

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、我々から、マイナポータル、さらに言えば民間送達サービスでありますe-私書箱を活用しました年末調整／確定申告の簡素化についてお話ししたいと思います。

こちらに関しては、まだ年末調整／確定申告、マイナポータルでのオペレーションができないということがありますので、実際にマイナポータルで動いているシステムを含めてデモンストレーションを交えながら御説明をさせていただきたいと思っております。まずはパワーポイントで御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

こちらに書いてありますが、私どもは、このマイナポータルと連携します民間送達サービスとしましてe-私書箱という名前ですが、これは本年の9月25日よりサービスを開始しております。実は民間送達サービスは、私どもの会社と日本郵便の二社が今、提供しておりますが、私どもは一社として実際のシステムとしてe-私書箱というサービスを開始しております。

ここに出ています図はマイナポータルを活用した申告の簡便化策で、前回の資料を私どもで出させていただきましたが、この右下にあります民間送達サービスという部分、そして、その横に民間企業とのやりとりが書いてありますが、この部分が今日御説明する内容だと御理解いただければと思います。

私ども、マイナンバーそのものに関しても約1,500万人の方々の方々のマイナンバーをお預かりしている会社です。これは金融機関、さらに言えば事業会社の業務に関わるマイナンバーを実際にお預かりしているということで、おそらく民間で一番多くマイナンバーをお預かりしている会社かと思っておりますが、そのマイナンバーをさらに活用するということと言いますと、このマイナポータルは非常に重要になります。ですので、この部分に関して我々としても、今、積極的に取り組んでいる状況です。

2 ページ目を御覧ください。e-私書箱というのは何かと言いますと、民間企業、例えば私どものような会社、または様々な事業会社がございしますが、こちらの方々がマイナポータルとつながるためのゲートウエーサービスでございます。いわゆるマイナポータルは基本的には全国民が利用できるサービスですが、しかし、多くの方々は企業にお勤めの方々です。または公務員の方もいらっしゃいますが、そういう事業会社などに属しているの方々です。そうしますと、当然、行政と個人との間だけではなくて、企業が様々な手続きに関係してきます。

例えば今日も御説明しますが、就業証明などを取得する手続きになりますと会社とのやりとりが必要になる。または確定申告などに関しても、例えば年末調整に関しても、これは企業との関連が出てまいります。そのためにも、この民間企業がマイナポ

ータルにつながるが必要になる。これが民間送達サービスの意味でもありますが、こういったものを御提供しております。

ただ、これは当然、鶏が先か、卵が先かという議論になります。どんなに良いシステムでも実際に使われないと意味がないことで、できることからやっつけようということで、まずは私どもが私どもの従業員向けに給与・厚生関連情報をつないでみましょう。様々な企業とのシステムをつなぐというのは、どうしても企業側の意思決定が必要になります。当然、投資の判断などが関わってまいりますので、まずはそのテストケースとして実際につないでみようということで、私どもe-私書箱を使ってマイナポータルにつなぐことを始めています。

2 ページ目の絵の右側に書いていますが、事業会社第一号としてNRIが接続。実は今、現段階で事業会社として民間送達サービスを経由してマイナポータルにつなぐのは私どもの会社だけですが、今後、先ほどお話ししたように我々は金融機関のマイナンバーも多数お預かりしています。これは簡単に言えば年間取引報告書などに記載が必要ということでお預かりしておりますので、年間取引報告書の取込みですとか、さらに言えば、今、議論されております生命保険、準備されています生命保険の保険料控除証明書などの様々なものをつなぐことを予定しております。

3 ページ目、政府で行政のオンライン化推進ということで、デジタルガバメント実行計画を策定しておりますが、それをお手伝いする一貫として、まずは目に見えるものということで、具体的に就労証明書の電子化も着手しています。

実は、今年の9月25日に実際にこの就労証明との接続を準備して、10月1日から使えるようにしております。就労証明書は、御案内のように保育園の申込みなどの手続きですとか、あとは外国人の労働者の方が就労の手続きに就労証明書が必要になります。弊社は日本国内に6,000名の社員がいる会社ですが、年間大体2,000通ぐらいの就労証明書を作成しております。そのかなりの部分は、いわゆる保育園の申込みで、今、非常に話題になっているようなテーマで重要なものですので、まず、この電子化に着手しております。今後、年末調整や確定申告の電子化の受け皿として、こちらを利用できるようにする形で進めてまいります。

細かい概略は大体お分かりいただいたと思いますが、実際にどのようなものかを次のページ、実のサービスとデモを御覧いただければと思います。ここでは就労証明書の電子化と弊社の給与明細のマイナポータル連携、そして、マイナポータルを活用した年末調整電子化と三つ挙げさせていただいていますが、この二番目と三番目、そして、一番目という順で、兼子と南側より具体的な内容を御説明させていただければと思います。

それでは、お願いします。

○野村総合研究所南側グループマネージャー

では、御案内してまいります。

まず弊社の給与明細を先ほどのマイナポータルにつないだ例で御案内したいと思っております。前の方を御覧になっていただきますが、こちらのお手元に兼子のマイナンバーカード、実際に外の電波をつないでいるカードリーダーがございまして、今からマイナポータルにログインをします。

実際、カードをかざしまして4桁のPINコードを入れることで、慣れてらっしゃる方もおられると思いますが、これでマイナポータルにログインをいたします。先ほどの御案内のとおり、弊社社員は既に給与明細はつながっておりますので、通常マイナポータルにログインした際に、今、お知らせ取得中となっていたかと思っております。

今、5行ほど開いていますが、これが既に弊社の例えば一番上は2018年給与収入見積りの計算書や、その下には10月分の給与明細書が出ています。これは社内にございます給与システムとつながっていて、マイナポータル上にできましたよという形で出てきます。

これは、たまさか弊社一社だけが弊社の従業員向けに提供していますが、これが最終的に今後、様々な金融機関がお使いになられるようなシーンがありましたら、ここに数行出てくる、そういった見え方だとお考えください。

実際に右側にございます、もっとつながるというサービスが今、つながっている状況です。一番下にe-私書箱、野村総合研究所という形でつながせていただいております。

では、早速ですが、これを押すとどのような見え方をするのかです。では、明細を開きます。ここを押すと、e-私書箱にリダイレクトするというので、シングルサインオンという言い方をしますが、実際にはe-私書箱にお預かりをしておきまして、ここをスクロールしますと野村総合研究所、先ほどの明細がここにある。これを開けますと本物の明細が開いてしまいますので、今日はこれぐらいで御勘弁をいただければと存じます。

これは一つの企業が、私どもの従業員は一国民でもございますので、国民の立場として勤め先からこういった明細をインターネットの環境を通じて、マイナポータルを通じて受け取ることができるようになる。これまでは弊社もこういった明細は社内のイントラネットでしか公開をしておりませんでした。今回、国で作っていただいているこのような堅いネットワークの先であるということで初めて流し込んだ次第です。

スクロールをしていただくと、今、左側の青いところに野村総合研究所という一つだけが見えていますが、これが将来的に複数の金融機関や保険会社がお使いになっていただくと、国民の側から見ると複数増えていく形になっています。

今日は右上にマイフォルダというところで少し簡単なギミックを御用意しています。マイフォルダに仕掛けますと、例えばですが、今、2019年確定申告書類という形です。ここに集まってきたもので確定申告に必要なものは事前にキーワードで登録をしておくと、1年を通じてここに集めることができるような仕掛けでして、下にスクロール

していきますと、たまさか、今、NRI、これは弊社のマークですが、これしかありませんが、あそこに幾つも企業が並ぶと2019年に向けた必要な確定申告の種類が並んでいて、そのシーズンが来るとここから最終的につながった際にはe-Taxにつなげていくことができると考えています。まずは、これは非常にシンプルですが、給与明細の例でした。

もう一例、参りたいと思います。では、デモの方に移りましょうか。

こちらがもう一例でして、生命保険料の控除証明書、これが来た場合ということで、これは未だ後ろ側の仕組みができていけませんのでデモになります。押しますと、実際に開きます。先ほどのe-私書箱に様々な企業のイメージで、このように将来的にはつながってきた企業の明細がここに入ってくるという流れになります。

では、年末調整の例を少し御案内したいと思います。これは弊社の社員向けのログインページとお考えください。私どもも企業としてこのようなサイトを用意させていただいて、社員は時期が来ますとこれにログインをします。

皆様の企業ですと、必ずしもシステム化されているとは限らないと思います。これがいわゆる保険料の控除証明書になりますが、こういった紙のものを電子化して、この後、これが電子的に開いてまいります。ここに情報を取り込んでいくという流れです。

では、年末調整業務です。これは私どもの会社で使っております本物のイメージでして、上に給与取得者の保険料控除申告書、時期が来ますと会社からこれを入力するように指示が出てまいります。では、開きます。

実際に提出に向けた手続きがこの提出ボタンを押すと、こちらの電子化されたものがここに並んでいる状態です。多くの場合は、手書きで書かれるか、それぞれ自分で申告のところに手入力をしていくというのが通常ですが、今回、左上に黄色いボタンでマイナポータルと申告データの取得というボタンを用意しています。

それで先ほどマイナポータルの先でe-私書箱にためておいた実際には電子化されたデータがある状態になりますと、今から押します。実際、マイナポータルにつながりまして、認証を行います。企業側の人事システムからつなぎにいきマイナポータルにログインしますと、年末調整で集めておいた資料が将来来るとこのように電子化されて交付されている状態になっていたとしますと、この中からその年の確定申告に向かう資料を選ぶということになります。

例えば生命保険会社、実際に選ばないものはセレクトを外すこともできるようになっています。こちらで取り込みを行います。そうしますと、これはまた再び企業側のページに戻っていますが、先ほどの黄色く色が塗ってあるところ、ここにマイナポータルを経由して各生命保険会社から提供されている電子データが申告書に数値として入って自動集計された、こういったところまでが一連の流れで仕上がるというところ です。

この分野をよく御存じの方は、今、少しリアクションを頂戴しましたが、ここに張りつくとおおっと言っていただけるところですが、ここまで張りつきますと先ほどのマイナポータルを受け皿に、e-私書箱にデータを集めておくことで、スムーズにこのまま私どもですと弊社の人事の方に申告をあげていって会社としての納税業務が一連、電子化でつながっていくという流れです。

これが実際、確定画面ですので、確認がございまして次へ押します。ここが一つのポイントになります。平成32年以降、生命保険料もそうですし、証券における取引の明細もそうですが、電子化が叶った際には、今、実際は保険会社が皆様にこの時期送って来られる控除の通知書を例えば玄関やテレビの上に置いておいて時間が来ると持って、企業に紙に張りつけて出すということをやっておりますが、電子化されていますので紙自体を持って歩くことはなくて、PDFでこのマイナポータルを経由したe-私書箱に既に格納されている状態です。

これをこのまま次へを押すと、実際に紙を生命保険会社からいただくことなく提出が完了される。これは平成32年が来ると叶っている世界であると私どもは考えております。では、提出。

ここまでが弊社の給与明細、あと、これからになりますが、年末調整の電子化のデモのイメージです。

少し違った例でつけ加えて御案内しますのが就労証明の電子化です。これはデモだけですとイメージがつきにくくございまして、今、例えば子育てで、いわゆる休職中の弊社の社員がこの10月から保育所に入るために就労証明を出さなければなりません。フルタイムでどれぐらい働いていてという記載を自治体ごとのフォーマットに合わせたものを書いて、自治体に提出して初めて保育所に応募ができていくという流れです。

これまでは社員が自治体から紙を頂戴して、人事に提出して、記入されたものをまた自治体に出すという流れですが、これからの流れは、電子化されています。まず社員がログインいたします。実際に就労証明業務を行うということで、自分で住んでいる自治体を選びます。

たまさか、地方の例で香川県高松市の例で書いておりますが、こういった例で入力をして会社に提出しますと、1,700の自治体、皆様、フォーマットがばらばらでして、これは既に内閣官房が御用意されているぴったりサービスの中で、どの自治体のものが来てもこのフォーマットを私ども民間企業が使わせていただける状態に今、もうなっています。これは高松市のフォーマットに従って、ここに表示されていまして、入力を企業側ですることによって電子的に提出がかなう仕組みです。この辺の入力は割愛させていただきます。

申告をすると、実際に就労証明書ができ上がります。これが先ほど申し上げた社員のマイナポータルに戻ってくる構造になります。社員の画面に入り直させていただきます。マイナポータルですね。

先ほど提出をした社員に対して就労証明書ができると、企業の人事が通知をしますと、その社員、国民のマイナポータルのお知らせのところに先ほどの給与の明細と同じように出てくる仕掛けになっていまして、就労証明書の送付についてということで、ここで就労証明書ができたというのが分かる仕組みで、これをこの後、社員は自分の住んでいる自治体に提出をするという流れで電子化のフローが完成するという事です。

この仕組みは今日現在動いておりまして、まだ自治体の方で必ずしも電子化で受け入れられるところばかりではないと聞いておりますが、今後整い次第、私どもの社員としてはこれをどんどん電子化で出していくことを進めてまいります。

今、申し上げました器は、見ていただきましたように他の応用でも使えますので、今後、電子化を考えていくそれぞれの企業の経営の方など民間において私どもが普及を御説明する際にはこういったデモと、実際に動いているものを見ていただきながら、まずはこういったものを使えるということを知っていただく取組を進めているところです。

簡単ですが、以上です。

○岡村座長

野村総合研究所の梅屋様、兼子様、南側様、どうもありがとうございました。

御質疑はこの後にいたしまして、引き続き内閣官房番号制度推進室、浅岡企画官より御説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○浅岡内閣官房番号制度推進室企画官

よろしく願いいたします。内閣官房の浅岡です。

今日は、ただいま野村総合研究所からマイナポータルを活用したサービスにつきましてプレゼンをしていただきましたが、現在、マイナポータルでこういったことができるのか、そして、近未来にこういったサービス展開をしていこうとしているのかについて御紹介をしたいと思います。

現在、マイナポータルでは、主にここに書かれております六つのサービスを展開しております。

行政機関が保有しておりますマイナンバー付きの情報、特にこれは情報連携といいまして、課税証明書や住民票を使って社会保障の給付の際などに従来添付をしていたものを昨年11月から順次添付省略ということで、添付しなくてもバックオフィスで連携できるようになりました。バックオフィスで連携する用のマイナンバー付きの情報をマイナポータルから御自分で確認できるというサービス。

そして、そのバックオフィスのやりとりの記録を御自分で確認できるサービス。

また、行政側からプッシュ型で一人一人に合ったお知らせサービスといったようなことをマイナポータルのアカウントをお持ちの方にできるサービス。

そして、先ほど野村総合研究所からのプレゼンの中にもありましたが、子育て関係

の手続きに、限られておりますが、全国の自治体で展開しております子育て関係のサービスを一覧、検索できまして、そして、比較できるようなサービス。そして、そこから各自治体の窓口に従来行っていたものを電子的に申請できるようなサービスを子育てワンストップサービスとってサービス展開させていただいています。

また、公金決済サービスということで、残念ながら、今、利用できていませんが、例えば将来的に税の納付書などをプッシュ型のお知らせサービスで納付のリンクを送っていただいて、そのリンクをクリックすれば直接インターネットバンキングやクレジットカードで決済できるサービスに飛んで決済できるような、そういうサービス。

もっとつながるといって、これもNRIや日本郵便といった民間企業だけではなくて国税庁のe-Tax、そしてまた近日中には日本年金機構のねんきんネットともつながるといったところで、他の官民のウェブサイトとつながっていくようなサービス、そういったものを展開しております。

マイナポータルメインメニューということで、このようなトップページになっておりまして、そこで様々なメニューを選んで行っていただく。一つ自己情報、あなたの情報ということで、どのように見られるかということ、例えば今、情報連携で先ほど課税証明書の添付省略が開始されたということをお知らせしましたが、ここで地方税の情報、住民税情報を見ることができます。あなたの情報というところから税情報と選んでいただくと、課税年度、その年度の総所得金額や合計所得金額といった税情報が出てくるような感じになっています。それをPDFやCSVの形でダウンロードしたりということもできるようになっています。

今、一例で税情報を申し上げましたが、政府の中では、例えば自己情報として医療費控除に使えるような各医療保険者が医療費通知というものを提供されていますが、それをあなたの情報というマイナポータルのところから取り込んで、それを確定申告に使えるようにしたりなど、今でもですが、年金の保険料や各種健康保険の保険料、国民健康保険の保険料などはここから取ることができるようになっています。

今、マイナポータルのトップページからそういうサービスが受けられるということをお知らせしましたが、今後、先ほど野村総合研究所のサイトもそうなのですが、マイナポータルのこういった機能をAPIという形でソフトウェアを各官民のウェブサービスに提供させていただいて、それで様々なウェブシステムと疎結合で行っていくことで国民の皆様には便利なサービスがさらに提供できるのではないかと考えております。

システム、それぞれのウェブサービスでシステムを作っていくと、コストや時間が掛かってまいりますが、このAPIで開発手法を展開させていただきますと、各ウェブサービスにおいても無駄なくソフトウェアの開発をしていただいたりということによって新しいサービスがどんどん生まれていくような形になってまいります。

実際に少しずつ私も、段階的にですが、このAPIの提供を始めさせていただいておりまして、SNSのLINEで先ほどの子育てワンストップの各地方自治体が提供している子

育てサービスの検索、これはマイナポータルトップページからも検索していただくことができるのですが、ラインのBOT機能を使ってLINEで検索をすることで、LINEにAPIを提供して、LINE側からも同じことができる。実際に役所に申請をする段になりましたら、マイナポータルにリダイレクトで飛んできて行うようなサービスの展開を始めています。

先ほどのあなたの情報ということですが、地方税情報ですが、例えばこのAPIを使ってセキュリティーを担保した上で民間に徴税情報を飛ばすことで、民間企業ではオンラインで銀行のローン審査を受け付けて、従来であれば課税証明書を持ってきてくださいというところでマイナポータルを使って、本人同意の上、自己情報で取ったものが金融機関に渡って、審査ができるというようなことにも活用できることで、ローン審査の時間もそこに掛かる国民の負担も減っていくのではないかと期待もされております。

そこで問題となるのが、結局、マイナポータルと言っても、今の自己情報を使ったり野村総研のシステムを使ったりサービスをする上でも、マイナンバーカード、そして、カードリーダーの問題はボトルネックになってくるというのは従来から税の場面の電子化でも議論されているところだと思いますが、今々、一般的な従来型のパソコンにくっついていくようなカードリーダーだけではなくて、新しいAndroid携帯やスマートフォンはほとんどマイナンバーカードの読み取り機能がついておりまして、9月末現在で47機種、Android版のスマホや携帯がマイナンバーカードのリーダーとしても使えるようになっています。これはもちろん、スマホから直接、マイナポータルにログインする場面だけではなくて、パソコンからログインする場合でもスマホをカードリーダーとして使えるような状況になっています。

また、もともとのマイナンバーカードですが、今々、1,540万枚、交付されている状況で、全住民の12.1%ということで、そういう意味ではまだまだ普及されていないという見方もあるわけですが、マイナンバーカードの前身である住基カード、一番最後の時点でいきますと普及率5.6%でした。そこからしますと、今、この2年、3年ぐらゐの間にマイナンバーカードの普及率は倍以上になっているということも御認識いただければと思います。

マイナポータルを使って確定申告や年末調整といった手続き以外に、これは政府の未来投資戦略やIT戦略といった閣議決定、企業が行う従業員の社会保険、税手続きのワンストップ化、ワンズオンリー化を図っていきましようというところで、マイナポータルを活用していく方針が示されております。

具体的に申し上げますと、今まで企業の方からしますと、税だけではなくて社会保険や労災保険、労働保険あるいは健康保険、医療保険、そういったものを従業員に係るものということで、採用や退職といったライフイベントに伴って発生するのを一体的にやっている。しかし、それを電子的に手続しましようということになると、各企

業の人事システムのところまでは一緒ですが、役所に出すところでe-Taxを使ったりeLTAXを使ったりe-Govを使ったりというのが今までの現状で、それぞれのアカウントを設定するところから始めなければいけないところが一つボトルネックになっておりました。

それが今後マイナポータルを経由してやることにより、マイナポータルのアカウントだけ設定していただいて、マイナポータルから送信ボタンを押していただければ、それぞれ国税や地方税、そして、年金や医療保険、ハローワークといったところに情報を振り分けることで、こういった申請手続のワンストップ化、2020年度から実現していこうということで、今、政府内で検討をしております。

さらには、先ほど野村総研から、野村総研では約1,500万人分のマイナンバー情報を預かれていますというお話もありました。各民間企業では、こういった税に関わる情報も今、クラウドを使ってまとめて管理をされているところが非常に増えてきております。そういう中で、従来、役所にそれを提出していただいていたという行為、これは制度システムだけではなくて制度の改正も必要になってくるのですが、可能なものについては、むしろ出していただくという手続き自体を省略して、そのデータをクラウドに見に行くことで出してもらうことを省略できないか、こういったことも検討していきたいと考えております。

こちらについては、まだ具体的にこういう方針ということは、今々、決まっているわけではございませんが、今年度中に一定の方向性を政府として示しまして、そして、ロードマップも定めて、新しい提出方法と書かせていただいておりますが、事業者の負担が少ないような方法、かつ行政にとっても良い方法を考えて推進していきたいと考えております。

非常に手短でしたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○岡村座長

浅岡企画官、ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。御質問等がある方は挙手でお願いできますか。では、沼尾委員、お願いできますか。

○沼尾委員

御説明ありがとうございました。

まず初めに、今、野村総研から大変便利なシステムについて御説明をいただいたのですが、こういう形で例えば税など様々な申告に関して必要な書類が取れるのは大変便利で、これから民間企業でこういうサービスを利用しようというe-私書箱を活用しようという動きも出てくるのかなという印象も持ったのですが、他方で、このサービスを例えば契約する場合にどのぐらいのコストが掛かるのかという問題が気になりました。

つまり、これは大手の企業でこのような形でシステムにつながることで効率化は図

れるような領域があることは非常によく分かるのですが、他方で、中小企業も含めて、こういうシステムを使っていくというときに、どのぐらいの規模感で、どういうところであればこのサービスを利用できるのかなど、実際にこれはどのぐらいの資本の企業であればメリットがあるのかといったところのコストの問題と、実際にどのぐらいまで網羅できるというお考えかというところをよろしければ教えていただけないかと思いました。

あと、もう一つは、これは内閣官房の方に伺った方が良いかもしれないのですが、政府のデータと民間をこのAPIでつなぐということなのですが、このように情報をやりとりしたときに何か情報の漏えいみたいなものがあつた場合のそれぞれの責任の範囲をどのようなルールでコントロールしていくというように考えてらっしゃるのかを教えてください。

もう一点、先ほど保育所の話で、申請書類のフォーマットが自治体によって異なるという話があつたのですが、自治体では電子化のレベルなど段階も違っていて、様々なシステムを入れていて、一元化していくということで膨大なIT関係の支出が掛かるという話をあちこちで聞くのですが、これは自治体についてもシステムを一元化していくような方向で考えておられるのか、そこはやはり業務のあり方も多様化しているので、その多様性を認めるとした場合に、その自治体の多様なフォーマットとか仕組みがどのぐらい許容されるお考えなのかを教えてください。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

最初の御質問がコストに関して、こちらは野村総研に、それから、二番目がAPIとセキュリティの問題、三番目が自治体の様々な多様性の問題、こちらは内閣官房の方にお問い合わせということで、では、野村総研からお願いできますか。

○野村総合研究所南側グループマネージャー

コストの御質問でございます。利用される国民の方々にはマイナポータルより入っていただいた先でe-私書箱を使うことに関しては、私どもはコストを頂戴しない方針にしております。

御案内したマイナポータル、弊社の社員だけではなくて、その先でe-私書箱にも使えるという意味では、皆様、カードをお持ちであればe-私書箱のアカウントをお作りいただけるようにさせていただいております。

今度、逆に私どもはどういうところでビジネスをするのかですが、これは先ほど梅屋から申し上げましたが、私ども、実は金融機関とのお付き合いが多くございまして、実際、金融機関がいわゆる郵便費や紙を印刷していくコストがございまして、これをお配りになられる中でのコストを削減していくというのが原資になるであろう。

もう一段進んで、決して規模として大きくない企業に向けては、さすがに給与明細

を今でも紙でお配りになられているところ、手渡しの方々は比較が難しいのですが、郵送されておられるという前提であれば、郵便費よりも低い料金づけをしていくことで御利用いただけるような内容になっていくのではないかと考えています。

ただ、企業の数が多くなりますと、弊社としても何百万の会社、皆様と一つ一つというわけにはなりません。この辺は、やはり例えば中小企業のそういった人事、会計の仕組みをやっておられるパッケージのベンダーなど、こういった方々とタッグを組んで、効率的に普及をさせていただくような取組とをやらねばならないと考えています。

○沼尾委員

ありがとうございます。

○岡村座長

沼尾委員、よろしいですか。

では、内閣官房から、お願いいたします。

○浅岡内閣官房番号制度推進室企画官

政府のデータ、APIの連携をこれからどんどん進めていく上での政府と民間との責任分界点というお話ですが、今々、例えばLINEや野村総研、APIを提供しているのですが、これはデータのやりとりを伴うようなものはまずございません。

ですから、そういう意味では、今々、御懸念の問題が起きるような事態ではないのですが、先ほど私、最後に御説明しました民間のデータを照会、参照していく、相手側のサーバーに取りに行かせていただくというようなことを考えていくときには、非常に大きな問題になっていくと思います。その辺りはこれから整理していくことですが、基本的にはそれぞれの管理している領域のものはそれぞれの管理主体が責任を持ってやることになろうかと思いますが、これからしっかり整理をしていきたいと思っています。

それともう一つ、二点目ですが、自治体のシステム、これを一元化していくのかですが、システムの一元化ということは特に考えていませんが、一方で、クラウドを活用していこうとか標準化していこうということは非常に大事だと思っています。ですから、一つのシステムに自治体のデータを全て集めていこうという仕組みではございませんが、共有化できたりクラウドを使えるところはどんどんクラウドを使っていこう。それぞれの自治体で作らなくて、それを調達していくのはなかなか難しい時代になってきていると思います。

もう一つ、その関連だと思いますが、例えば様式、これはばらばらで、今日、野村総研から御紹介いただきました就労証明書、これは政府で統一の就労証明書を今年の8月に示しております。ただ、実際それを使われているところは10%ほどの自治体しかございません。9割の自治体は、やはり独自の様式を使われています。

一番分かりやすいのは、待機児童が非常に多いような自治体では、項目が非常に細

かくなっておりますし、一方で、ほとんど待機児童がないようなところは項目が非常に少ないという実態ですので、それはやむを得ずというか、事務の必要性においてそのようになっているというところだと思っています。

一方で、このマイナポータルを使ったりデータに着目していこうということですが、実は様式を統一しなくても電子化は実現できるということをまさにマイナポータルが証明しているわけですので、当然、まとめて標準化できるところは標準化していくとしつつも、一つにしなければいけないということではないと考えています。

○岡村座長

よろしいですか。

どうもありがとうございました。

では、お願いします。

○小幡特別委員

ありがとうございました。

ここは税調なので、要するにマイナポータルなどを使って、いかに納税者の利便性を高めるかというところが大事だと思ひまして、そこに民間送達サービスということで企業側にとってよりやりやすいように民間サービスも加わっていただく。先ほど沼尾委員がおっしゃったように、コスト的に考えて、企業がどのように反応されるのかというところがポイントだと思います。

一点、これは国の方に伺うことかと思うのですが、保険会社から今後送られてくるようになって、そのままマイナポータルで何をしなくても自動で計算してくださる。年末調整の保険料控除などに関しては大変良いことなのですが、その場合、証明書はそこに送られてくる時点で税の方には提出する必要はない、要求しないということですのでよろしいのですよね。そうならないと、今は、例えば電子で入力させておいて証明書だけは添付しなさいというようにやっているところが多いと思うので、今後のこととしてその点だけ確認したいと思ひました。

○岡村座長

では、事務局になりますか。お願いいたします。

○菅国税庁長官官房情報技術室長

国税庁の菅と申します。

ただいまの御質問ですが、これは制度的手当てが必要な部分もございしますが、原理的には申請者が発行した情報がいわば改ざん等がない形で税務当局に入ってくれば、同じ情報を改めて紙で、いわば添付書類でいただく必要はないものと考えております。逆に、それをしないと納税者利便の向上にもつながらないので、基本的にはこういった仕組みが実現すれば、別途添付書類は不要になるものと考えております。

○岡村座長

よろしいですか。

どうぞ。

○大柳主税局税制第一課企画官

補足ですが、今、証明書付きで送られてきたものを国税庁のサイトで自動的に読取りをした場合、読取りが反映された申告書を今度送付するときには、くっついてきた証明書は中にくっついた状態で提出される。保険会社から送られてきたものが埋め込まれた状態で申告書が事業者へ送付されることとなります。医療通知データについては、もう既にそのようになっています。

○小幡特別委員

そうすると、保険会社などから事業者の方に直に行くのですか。

○大柳主税局税制第一課企画官

今は事業者の方にはなくて個人に送られます。それで個人が国税庁のホームページ上で作業します。作業して、それが控除申告書に反映されるわけですが、その反映された申告書を事業者へ、自分の雇用主に送るときに一緒に保険会社から来た証明書もくっついた状態で送るとというのが32年10月から(年末調整の場合。確定申告については31年1月から)実現されるというように承知しております。

○小幡特別委員

分かりました。

○岡村座長

よろしいですか。

では、土居委員、どうぞ。

○土居委員

野村総研の方、内閣官房の企画官、御説明、どうもありがとうございました。

それぞれに一点ずつ質問があつて、一点コメントがあります。

まず野村総研の方に御質問なのですが、資料3-1の2ページにあるように、今は御社が給与の情報をe-私書箱に入れておられるということですが、当然、控除の適用などを考えると家族構成を入手しないといけないということになるのですが、今の段階でどのようにされていて、今後、改善の余地があるとするとどうされるのか。

場合によっては、そこまでやる必要があるかどうかは別ですが、住民票の情報と接続できれば、一々、申告してもらわなくてもいい、本人から家族構成はこうですと示してもらわなくてもいい可能性もあり得るのだと思うのですが、マイナポータルで今後という話を内閣官房の方がされたので、まだ今はそうではないと思いますが、住民票情報をマイナポータルというか、むしろ逆に資料3-2の16ページに書いてあるような形で情報を入手できるとすると、仮称の民間クラウドで情報が紐付けられるので、そこで年末調整などそのようなことをするときには、一々、本人が家族構成の情報を会社に提示する手間をなくして、ほぼオートマチックに年末調整のときの配偶者控除などそういう控除の手続きができる可能性があるというように認識をしているのです。

が、どうなのかというのを伺いたいです。

それから、内閣官房の浅岡企画官に質問があるのは、先ほど資料3-2の16ページのような形を目指していきたいというお話なのですが、このときに非正規雇用の方が16ページのところでどのような扱いになるのか。非正規雇用でも事業者が雇っていて、その段階での必要な申請や届出をするということであるならば、この16ページの右側のようなイメージの中に入ってくるのだが、この専門家会合はそういう議論をしているのですが、個人事業主ないしは雇用的自営のような個人がこういうイメージの中に入ってくるのかどうなのかが少し気になりましたので、お答えいただければと思います。

コメントが一つあるのは、その話に関連するところですが、沼尾委員が御指摘されたように、コストがなかなか自賄いできない中小の組織だと、この枠の中に入りにくい。初期コストが相当かかるようなことはあるのかもしれないのですが、幸いと言うべきか、実は中小企業は協会健保に入っている事業者が多くて、協会健保は相当大きな組織なので、むしろ今の16ページの図で言えば、心配しなければいけないのは中小規模の健保組合がなかなかコストを自賄いできないが、ここはねじれていて、大きな企業が健保組合を作っているが、その健保組合の規模が小さいということであるのに対して、中小企業の従業員の多くは協会健保に入っていて、協会健保は大きな組織なので、十分こういうシステム化に対応できるだけの体力があることになっていて、あとは中小企業が手間を省ければということだと思うのです。

先ほど野村総研の方がなかなかそこでフィーをとってビジネスをするのは難しいというような御指摘がありましたが、逆に言うと、中小企業といえども、協会健保に対しては従業員の加入手続きだとか保険料の支払いなどは今でもやっているが、人手をかけてやっている。だけれども、それをこういう形で手間が省けてしっかりと協会健保もこの枠組みの中に入ってくれるということであれば、むしろ電子的に、e-私書箱を使うかどうかは知りませんが、何らかの形で情報を申請する。中小企業の雇用主があえてそういう電子的な手続きをとった方がコストは下がるということで、協会健保にもし電子的な手続きの枠組みを提供してもらえれば、電子化は中小企業でも進む可能性がむしろあるのではないかとも思ったというのが私のコメントです。

以上です。

○岡村座長

土居委員、どうもありがとうございました。

それでは、御質問の部分で、まず一点目、野村総研の方に、2ページのところで家族構成みたいなものがどうなのかという御質問がありましたが、お願いいたします。

○野村総合研究所梅屋制度戦略室室長

正直、この仕掛けの中で家族構成が必要かというのと、必ずしも業務上はおそらく要らないと思います。どちらかというのと、例えば企業側が家族構成を把握することで一

番重要なのは、いわゆる扶養控除や配偶者控除になります。こちらに関しては制度上、そもそもマイナンバーの届出を行うのが大前提になりますから、やはり本人、従業員が申告するのが大前提のルールになっていますから、その部分をあえてこちらを使うという意味はないと思います。

ただ、逆に言うと、住民票のデータを利用するというのは、実は税の手続きに絡むところで一つあるのは、例えば我々、金融機関のお客様ですが、金融機関が一番家族などに関連する情報で困るのは、いわゆる関係する方々が亡くなられたときです。生死の情報です。基本的に保険金の不払いなど相続の様々な問題は亡くなられた方をどうやって把握するかということが非常に重要になります。これに関しては、日本の制度上、基本的には必ず役所に届出を行うことが前提になっていますから、住民票の情報というのは我々から見ると住所だけではなくて生死の情報も分かります。

ですから、その情報を何らかの形で企業もそうですし、または金融機関に還元する仕掛けがあれば、大幅に効率化されると同時に、おそらくこの部分は国民にとって非常に利便性が高い。利便性と言っただけではいけないかもしれませんが、そこで非常に困る方が多いのも事実ですし、これからは、少子高齢化の中で亡くなられる方が増えてくる中で、その部分は非常にニーズが強いのかと思います。

あと先ほどの御質問ではないですが、中小企業との話で少し補足しますと、我々、費用の話もさせていただきましたが、基本的には例えば我々、金融機関であれば金融機関側が事務の合理化という形で原資にできます。同じように中小企業側は中小企業側で、今、自分で給与など厚生の手務を行っている方はほとんどいないわけです。大部分は社会保険の労務士の事務所に委託しているか、またはテレビのCMで出てくるような勘定奉行のOBCや、弥生など、大手のベンダーに実際聞きますと、七、八割の中小企業はそういうところを使われているらしいのです。

ということは、その方々は自分たちのサービスを向上させるというインセンティブがありますから、そういった方々をうまく巻き込むことによって中小企業にあまり負担がない形で、なおかつ、ある意味で一気に普及させるということが実現できると思いますので、これは将来的な議論かもしれませんが、そういった方々との検討もぜひ併せてやっていただければと思います。

○岡村座長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、浅岡企画官に非正規雇用や雇用的自営の位置づけは16ページの図でどうなりますかという御質問だと思いますが、お願いいたします。

○浅岡内閣官房番号制度推進室企画官

今、梅屋室長からの御説明にもありましたが、私ども、この表では「政府認定民間クラウド（仮）」となっていますが、基本的には我々、想定しているのは、クラウドサービスを使った先ほど梅屋室長から出てきたような事業者のサービスとの連携とい

うことでして、今、まさに非正規雇用だったり、一人で副業されているような方をターゲットに、スマホだけで役所への手続き、税の手続きなどもスマホ経由で全部整えますみたいなのところも出てきていますので、ぜひそういったところも連携したいと思っています。

あと補足ですが、クラウドと書かせていただいています、中には例えば実際に私どもがお問い合わせいただいているところでも、従業員を何十万人と雇用しているようなグループ会社、クラウド化していなくて自前で、人事、給与、財務サービスのシステムを構築されています。こういったところも、マイナポータル(API)を埋め込んでいただいて、連携できるのであればウエルカムですというようなお話をさせていただいています。

ですから、あまり対象としてこういう人たちは利用できるけれども、利用できないというのではなくて、むしろ、その電子化されたウェブサービスを利用されている方であれば、どういった方でも利用できる方に持っていきたいと思っています。

もう一つ、保険者のお話が出ていました。これは税調との関係でいくと、例えば医療費控除の電子化のようなことは今後、確定申告の簡素化をしていく上でも重要だと思いますが、そういったときに中小の保険者がしっかりとついてこられるのかというところは私どもも大変関心を持っておりまして、ここにつきましては、厚生労働省とも調整をしておりますが、基本的には支払基金の方で、クラウドで箱を作って、そこに中小の保険者も医療費情報を載せていただくことによって、全医療保険者の被保険者が同じように控除証明書をマイナポータル経由でもらえる、入手できる世界を早期に実現したいと思っています。

○岡村座長

どうぞ。

○土居委員

どうも御回答ありがとうございました。

一点だけコメントさせていただきたいのですが、今年から配偶者控除が複雑になったので、今、ちょうど皆さん、書いておられるときだと思うのですが、配偶者の所得が幾らかまできっちり書かないといけないことになっていることは、はっきり言うと、紙でやるのは益々もって手間です。むしろ、これはマイナポータルでできるものになっているとは思いますが、配偶者の所得もきちんと番号は名寄せできているのだが、その情報は相互には融通していないということなので、そうすると、そういう意味でも、こういう電子化を進めていただかないと、益々、配偶者控除が複雑なので手間がかかるということなのだろうと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

どうぞ、お願いします。

○翁委員

御説明、どうもありがとうございました。

お伺いしたいのですが、API連携できる企業は、今の御説明ですと一定の基準、セキュリティの基準を満たしていれば、今はNRI、LINEなどということですが、非常に多くの従業員を抱える事業会社なども直接API連携するような様々な形でのAPI連携が想定されているというように考えてよろしいのですか。

○浅岡内閣官房番号制度推進室企画官

おっしゃるとおりです。

○翁委員

そうすると、例えば今、議論しているのは、結構、副業みたいな形で、メルカリで中古品を売りましたなど、そういうことで所得を得た人がどのように行っていくかということを考えているのですが、一般的には多くの方は事業会社がどこかに入っていて、そこで手続きをしてくれるということを考えるのですが、その他の自分の新しい副業的なものは、例えば新しい事業者がどういうところと連携しているかによって、新しくAPI連携が行われてマイナポータルに両方から反映されていくというような形というのが実現できるのですか。

○浅岡内閣官房番号制度推進室企画官

技術的には可能だと思います。おそらく今、おっしゃられたのは、そういったプラットフォームのようところが決済情報をまとめてマイナポータル、APIで確定申告などをするとき確定申告書の収入のところに寄せてくるみたいなところができるかということであれば、これは民間側の協力も当然必要になってまいります。そういうシステムを技術的には可能です。

○翁委員

分かりました。

あと、今、こういった税の仕組みについてどのようなタイムスケジュールを持って進めておられるのかだけ、最後に教えていただけますか。これはどのように、大体いつまでにどんな感じというものを今、工程表としてお持ちなのか。

○浅岡内閣官房番号制度推進室企画官

このステップ1、ステップ2ですが、まず、今、それぞれのところで電子申請をできている部分については、2020年度にマイナポータルでワンストップ化、その後のデータの照会、参照、役所側からデータを見に行かせていただくものについては、まだ現時点では決まっておらず、今年度中にロードマップというか、方向性を取りまとめたいと考えております。

○岡村座長

よろしいですか。

○翁委員

はい。

○岡村座長

他はいかがでしょうか。

では、お願いいたします。

○齋藤東京大学教授

どうもありがとうございました。

内閣官房の浅岡企画官に一点質問で、一点コメントですが、先ほどから出ております自治体の様々な書式や入力項目の標準化、これは結構努力しておられるのですが、そのときにネックになるのが根拠法といいますか、各省庁が所管しておられる個別法で様々な入力項目とかがまちまちで、あと、どのレベルで規定しているかも例えば省令のものもあれば通達のものもあるということなのですが、御説明のような方向で進みますと、その点は省庁間でどこに根拠を置くかというところまでの統一は難しいかもしれませんが、進んでいくのかどうかというのが質問であります。

コメントの方は、標準化を進めるに当たって、従来、こうやっていたからというのでカスタマイズしているところが実際にあると思うのですが、そういうものであれば、先ほど沼尾委員の御指摘にあったように例えばソフトの更新時期を捉えて標準化するなどそういうものはあると思うのですが、やはり住民との利便性の関係でカスタマイズしてやっているとところがあると思うので、そこは何か生かせるような形でうまく標準化が進めばいいと思っています。二点目はコメントです。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、一点目の方の様式、書式と根拠法の問題について、浅岡企画官、お願いできますか。

○浅岡内閣官房番号制度推進室企画官

なかなか難しいのですが、先ほども説明の中で申し上げましたが、従来、様式、書式を標準化しないと電子化が進まないと言われておりましたが、IT、進みまして、必ずしもそこがボトルネックにはならないというように思っています。

むしろ、若干脱線しますが、私自身がこの子育てワンストップで各自治体といろいろやりとりさせていただいて思いましたのは、法令に基づかないのですが、実際、各自治体が書類を求めていたりなどは結構ございます。法令に基づかない提出物があつたりもします。難しいのは、自治事務なので、ある意味、自治体独自にそこは判断が委ねられている部分がございますので、なかなか国として統一的にこうしましょうとやっていくというのは非常に難しいなと思っています。

ですから、国、地方を通じてBPRというか業務改革も、ITもこれだけ進みまして、人もかけられない状況に地方もなってきていますので、そのBPRをみんなで一緒にやっ

ていくということかと思っています。

○齋藤東京大学教授

ありがとうございます。

○岡村座長

ありがとうございました。

時間の関係もございしますが、どうしてもというのがございましたら挙手をお願いします。では、ないようでしたら、先に進めたいと思います。

それでは、梅屋室長、兼子様、南側様、それから、浅岡企画官、マイナポータル制度等につきまして大変御参考になる御説明をありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

ここで、外部からお越しの方々につきましては御退室ということになります。

(野村総合研究所、内閣官房番号制度推進室関係者退室)

○岡村座長

ありがとうございました。引き続き事務局より、前回の会合で御指摘いただきました事項についての説明をお願いします。資料は、実3-3となります。

では、主税局税制第一課、大柳企画官、よろしく願いいたします。

○大柳主税局税制第一課企画官

それでは、簡単に説明させていただきます。

資料の実3-3を御覧ください。

今日は、これまで総会や専門家会合でいただいた主な意見をまず御紹介いたします。それとともに、前回、複数の御指摘がありましたフランスの制度について、簡単に御説明をしたいと思います。

まず3ページを御覧ください。まず総論としまして、一つ目、新しい経済取引の普及や働き方の多様化に伴い、納税者数は増加。こうした納税者数は今後も増えていくことが見込まれるところ、簡易かつ適正な申告ができる環境の整備に向けて早急に取り組んでいく必要ということです。

その上で、データそのもののやりとりや、マイナポータルの活用なども視野に入れた検討が必要ということです。

そのために、さらにこういうものを活用していくためには、プラットフォーム事業者、民間のソフトウェア開発業者及び国税当局といった三者が連携を密にして取り組んでいく必要があるのではないかという御意見がございました。

4ページです。自主的な適正申告の推進策ということです。

上からポツが三つございしますが、三つ、一～三番目は仮想通貨やシェアリングエコノミーといった取引につきましては、データを活用して、より簡単に申告するようなことができないかという指摘をいただいているところです。

その次の四番目と五番目のポツですが、報酬・料金等の支払調書につきましては、

電子的に本人に交付するというような仕組みが仮にとることができれば、より簡単に適正な申告が可能となるのではないという御指摘を頂戴しているところです。

5 ページ、続きですが、将来的には国税当局が保有する情報で申告書が自動的に作成され、ワンクリックで電子申告を行えるような仕組みができないかということも指摘されています。

次に、3 としまして、仮にこういう仕組みを作ったとしても意図的に適正申告を行わない方もいるのではないかという指摘を多くいただいたところです。そして、特に高額・悪質な無申告者等に対応するために必要な情報を当局が的確に取得できる仕組みが必要ではないかという指摘もいただいたということです。

6 ページです。さらにということで、下の方、一行空いていますが、仮想通貨、シェアリングエコノミーなどにつきましては、確実に課税を行う観点から、源泉徴収義務を課すことを検討してはどうかという指摘もありましたが、次のポツで、黎明期にあるとか、そのプラットフォーム事業者においては経費を差し引いた金額を把握できないのでなかなか難しいのではないかといったような指摘を頂戴しているところです。

9 ページを御覧ください。前回、御質問のありましたフランスの法定調書等に関する説明をさせていただければと思います。前回、齋藤教授からはフランスが2020年からプラットフォーム事業者に対する法定調書を導入する予定であるということについて、フランスはもともと調書をどのように使っていたのか、日本との違いはあるのかといった点、プラットフォーム事業者に対する法定調書を導入するに当たり、どういう議論があったのかといった質問をいただきました。また、これに関連し、土居委員からは、フランスには個人情報保護に関し、CNILという機関があるというお話がありましたので、これについても説明をさせていただきます。

まず9 ページの資料は、昨年、土居委員が御出張されたフランスに係る政府税調での報告資料を持ってきているものです。

まず、整理のために日本の調書について御説明しますと、法定調書制度は課税標準の的確な把握等を目的として設けられているものでして、主に第三者から提出された法定調書と本人からの申告をマッチングし、その正誤を判断するために用いられています。

フランスの調書についても、もともと同じような役割があったのではないかと思います。一つ大きく異なるのは、資料の上段、赤い囲みの中にありますとおり、フランスは雇用主等から集めた情報を税務当局の申告書にあらかじめ記入し、税務支援を申告するサービスを2006年から提供しているということです。

10 ページを御覧いただきたいのですが、真ん中に絵がありますのが、DSNシステムというものがございます。これは社会保険料や社会保障税の徴収、社会保険給付のためのネットワークシステムですが、雇用主が持っている給与情報等についてはDNSシステムに提供される。それがまず右の赤い欄、赤い矢印で税務当局にも提供される仕組み

となっております。

それが今度、右下の方に行きまして、右下の税務当局ポータルサイトを利用して納税者に展開される。③という矢印です。納税者はこれに④でアクセスしまして、必要に応じて修正の上、申告いたします。そうすると、賦課課税ですので、税務署から⑤ということで賦課決定の通知書が来るということです。

11ページです。上の下線部ですが、「また」以降です。新しい経済活動に対応する観点から、2020年以降、シェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者に対しても、その取引に関する法定調書の提出が義務づけられるということになっております。

こうした新しい調書がどのように使われるかといった点について、現時点では確たることは申し上げられませんが、少なくとも現在行われている調書は、先ほどの御覧いただいたようなサービスが行われておりますので、こういったことになっていくのではないかと予想されます。

なお、報道ベースの情報によれば、プラットフォーム事業者に対する法定調書の導入の背景には、フランスのホテル業界による民泊への規制強化の声があった。そういう大きな声があったと承知しております。

次に、先ほどのフランスの個人情報保護委員会の件ですが、11ページの下の方の絵にCNILとございますが、CNILとはフランスの個人情報保護法でありますところの「情報処理、ファイル及び自由に関する法律」に基づいて設立された「情報処理及び自由に関する国家委員会」というものの略称ですが、その任務は、個人情報の取扱いの監督、個人情報の保護に関する政府への提案などとされております。具体的な権限としては、行政機関による個人情報の取扱いについての法令に関する意見提出や、行政機関等への立ち入り、勧告などがございます。

一方、我が国におきましても、個人情報保護法に基づき個人情報保護委員会が独立した3条委員会として設けられておりまして、マイナンバーなどの特定個人情報についてフランスのCNILと同様に行政機関等への立ち入り、勧告などの権限を有しているとされるところです。こうした点を踏まえますと、日本もフランスと同様、個人情報保護に関する制度がしっかり整っているということが言えるのではないかと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○岡村座長

大柳企画官、どうもありがとうございました。

ここまでで特に御質問等はございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に総会に報告する内容について、意見交換をさせていただければと思います。こちらにつきましては、まず私の方で用意させていただいた資料のたたき台について説明をさせていただければと思いますが、実3-4の資料をお開きいただ

ますでしょうか。

まず全体の構成や作成の方針について申し上げますと、1 ページ目にまず序文、下から二つ目のパラグラフにありますように、まず、ヒアリングにおいて業界団体等から説明のあった事項をまとめております。また、主に事務局から説明のありました現在の取組に関する紹介もしております。

その上で、前回、皆様から御意見をいただきました自主的な適正申告の実現に向けた方策を検討するに当たっての基本的な視点や考え方を整理して、まとめさせていただいております。

また一方、そうした視点や考え方を踏まえ、考えられる具体的な方策や、その留意点につきましては、様々な御意見をいただいたところなので、何らかの方向性をまとめるような段階にはないと考えておまして、それぞれの御意見を列記する形としたいというように考えております。

このうち「基本的な視点・考え方」の部分につきましては改めて説明をさせていただきたいと思っておりますので、5 ページを御覧いただけますでしょうか。

3の自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策というところの(1) 基本的な視点・考え方ということで、再度、一応読ませていただきます。

新たな経済取引の普及・拡大は、我が国の経済成長を実現するに当たり重要な役割を果たすものであり、当該分野の健全な発展を図る観点からも、個々の取引を行う納税者が簡便かつ適正に申告できる環境を整備することが必要である。

そうした分野における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、システムを整備したりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある。

そのような環境を整備すれば、多くの納税者が誠実に申告を行うことが期待できる一方、中には、意図的に適正な申告を行わない者もいると考えられるところ、高額・悪質な無申告者等に関しては、税務当局が的確に情報を把握した上、厳正な対応を行う必要がある。

自主的な適正申告を実現する観点から、取引の仲介者（仮想通貨交換業者、プラットフォーム事業者等）をはじめとする事業者には、当該事業者には過大な負担を課したり、国内の事業者と国外の事業者との間で競争条件に不合理な差異を生じさせたりすることのないよう配慮することが必要である。

また、例えば、インターネットを通じた取引とそうでない取引など取引形態の違いによって規制にも差異があるという場合、消費者や売主、貸主、役務提供者等の行動に歪みをもたらす、当該経済分野の健全な発展に影響を及ぼすといったことにもなりかねない点にも配慮が必要である。

以上五点を「基本的な視点・考え方」としてまとめさせていただきました。

その上で、6 ページ目になりますが、(2) 考えられる方策と留意点ということで、

この点については先ほど事務方から説明のありました、これまでいただいた主な御意見や本日これからの御議論を踏まえて作成をしたいというように考えております。

それでは、意見交換に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○田近委員

先週、週末、台湾に行きまして、財政部の情報何とかの担当するところに行って説明を聞いて、既に台湾の記入済み申告書がこういうものだという実物を見せてもらってきました。お話を伺いませんでしたが、日本でまだまだやることがある。

今日の本題ですけれども、1ページの表現なのですが、読んでいてなかなか読みにくいと思いました。

1ページの「今般の」のところ。「今般」から始まって本委員会が「設置された」まで、この文章は丸がないのです。そういうのを直してほしいし、いろいろお役人言葉と、あと気になったのは、シェアリングエコノミーが黎明期だ。もう太陽は上がっているのではないかという気がするのですが、その辺の幾つか気になる表現は後ほど。

他にも言いたいことはあるのですが、私の本題は、今、岡村座長がおっしゃられた3がポイントですね。自主的な申告に向けたさらなる方策で「基本的な視点・考え方」があって、その次に(2)で「考えられる方策と留意点」。

まず申し上げたいのは、岡村座長の御配慮のとおり、ここで何か結論を出すわけではない、そういうことですね。いずれにしても、私の意見なのですが、ここで考えることは、やはりここで出て良かったなと思うのは、一つは、仮想通貨業者やプラットフォーム業者から、先ほどのフランスのとおりですが、法定調書を求める。そして、法定調書を求めるだけではなくて、それをデータ、デジタル化しているわけですから、ここで前回、佐藤教授が、源泉徴収できるかどうか、給与所得以外もできるかどうかを言われましたが、要するにプラットフォーム業界等からは法定調書を提出してもらって、そこに源泉徴収をする。

悩ましいのは、プラットフォームで働く人たちが給与所得者かどうかということは、やりましたね。だから、そこがこれからの大きなチャレンジだと思うのです。完全な被用者ではないが、従属的な雇用をしている人。例えばその仕事をするためにユニフォームを着なければいけないし、何時からどこをやってくれなど従属的なことがあるわけですから、その人たちのインカムをどう扱うかというのは今後、チャレンジされる問題だと思うのですが、いずれにしても、源泉徴収的なものが必要だというわけで、考えられる視点。

私は今回、ここに出ていて、仮想通貨も業界の人もプラットフォーマーの人も、その仕事はこれから、そうでなくてもいろいろ拡大していくのですが、それを制度が間違えても足を引っ張ってはいけません。ただ、それがうまくいくためにも、納税環境はどうするかというメッセージは分かりやすく出すべきだと思います。だから、

それは私の意見ですから、そういう意見もあったことを含めていただければと思います。

以上です。

○岡村座長

承知しました。ありがとうございます。

では、小幡特別委員、どうぞ。

○小幡特別委員

3の方の今まで出てきた意見というところはかなりいろいろあって、今回「基本的な視点・考え方」で、次が「考えられる方策と留意点」がブランクということですが、その基本のところ、今の「基本的な視点・考え方」のところの、後ろから三つ目のポツのところ、中には意図的に適正な申告を行わない者もいると考えると、高額・悪質な無申告者等に対する的確に情報を把握した上というところですが、どうやって情報を把握するかという点について「考えられる方策と留意点」というところで少し書き込む必要があると思うので、田近委員がおっしゃったのは一番直接的な方法なのですが、もう一つの今まで出てきた意見というところで、いろいろ出てきていたと思いますが、任意の情報提供をお願いしていただけではなかなか応じるどころと応じないところがあり、顧客との関係でどれほど応ずるべきなのかという、それ自身が取引業者にとっては逆に難しい立場に立たされる。それをもう少し明確な形で、情報提供の方法を定めるなど、やり方を法的に作っていくことは、やはり必要なのではないかと感じております。

そこで書くべきことは、そもそも既に言っているように、まず自主的に申告しやすいような環境を整えることがもちろんメインになるわけですが、自主的にそうやって納税をしている方としない方との間で非常に不公平がありますので、そういう不公平感の是正のためにも、きちんと取引を把握する。情報を把握するシステムをきちんと作っていく必要があるのではないかとこのことを抽象的にでも書き込んでおいた方が良いのではないかと感じております。

○岡村座長

御指摘ありがとうございます。

では、神津特別委員、お願いできますか。

○神津（信）特別委員

「基本的な視点・考え方」についてまとめられておりますが、一つ追加で意見を述べたいと思います。

昨年の政府税調の中間報告において、個人所得課税のあり方について、働き方の多様化に中立的な税制となるよう、所得計算上の控除を縮減し、基礎的な人的控除を引き上げることが望ましいということが記されておりましたが、これは私ども日本税理士会連合会の建議でも取り上げております。

前回、田近委員がプラットフォームを通じて仕事を請け負っているような人は事業所得者か給与所得者かといったようなお話をされていたと思いますが、同じような働き方なのに税の負担に差が出ることは良くないと思いますので、ぜひとも所得計算上の控除から基礎的な人的控除への振りかえについて引き続き検討を進めていくという視点も追加していただきたいと思います。

例えば雑所得や事業所得は、基本的に実額の経費のみ控除されるのに対し、給与所得者は、手厚いと言われる給与所得控除という概算控除があり、非常にバランスが悪いですので、給与所得の控除等の所得計算上の控除を引き下げて基礎的な人的控除への移行を進めれば、同じような働き方なのに税負担に差が出るということがなくなるのではないかと思います。

また、本日の資料にも記載がございますが、シェアリングエコノミーにより所得を得ている方は確定申告に大変不慣れな方が多く含まれておりますので、申告手続きは可能な限り簡素であるという要素が大事だと思います。この点についても、働き方の違いによって手続きの負担にできるだけ差が出ないような仕組みが望ましいと考えております。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。その点もなるべく盛り込むように検討したいと思います。土居委員、お願いします。

○土居委員

まず資料3-4の5ページから6ページにかけての意見が概ね一致したところについては、私もそのとおりだと思います。

むしろ「(2)考えられる方策と留意点」という方に入るような形の私の意見を申し上げさせていただくと、資料3-4の6ページの最後のポツで、インターネットを通じた取引とそうでない取引との間で要は不公平にならないようにということを言いたいと思います。

それはそのとおりなのですが、だからといって、適正な課税を両方、つまり、インターネットを通じた方とそうでない方と両方で適正な課税ができるような体制が整うまでは新しい方策や規制など、そういうものはやらないのもまた行き過ぎていると思っていて、端的に言えば、インターネットを通じた取引の方が様々な新たな仕組みを導入するのは簡単なもので、恐らくインターネットを通じた取引の方に、より新たな取組方策が早期に実現させようと思ったらできる。

しかし、そうでない取引があるから少し待ったということになると、結局、税務当局が的確に情報を把握できない状態が温存されてしまうとか、ないしは不適切な納税が温存されてしまうなどというようなことがあって、むしろ、そちらの方が問題なので、やはり適正な納税をしていただくということであるならば、多少、インターネッ

トを通じた取引の方に早期に新たな仕組みが導入されることがあったとしても、やむを得ないところはあるのではないかと。

ただし、それは決してインターネットを通じた取引にのみ目くじらを立てて、そうでない取引を野放しにするということではない。だから、その公平性に対する配慮は必要だと言って、この最後のポツで書いてあることは重要で、これは一番重んじるべきことなのですが、だからといって、両者、不公平にならないような形でできるまでは新たな取組、新たな仕組みは入れられないということではないだろうと思うわけです。

これは今後「考えられる方策と留意点」の中に入ってくることなのかと思うので、それについての追加的な意見を申し上げさせていただくと、資料3-3の5ページで「3 自主的な適正申告の担保策」というところで最初のポツに出てくるのが当該仲介者に対して法定調書の提出を求めることについて検討してはどうかということで、私は賛成なのですが、いきなりこれが出てくると、なぜ法定調書を求めるのかについての唐突さが出てしまう。

これは、この会議でも何度か出てきた議論ですし、私も申し上げましたが、今の法的枠組みでは、こういう仲介者に対して情報提供をお願いすることができない部分があるということなのだ。これをはっきり書かないと、狙い撃ちにして、悪いことをしているから法定調書を出させろと言っているかのように読み取られかねないので、そうではなくて、今の法的枠組みでは、あいにく納税者を特定できないとそもそも税務調査などに入れないという法的枠組みがある中で、こういう税務当局が不十分にしか情報が得られないような形で、新たな取引の枠組みがどんどん広がっている。

それ自体はいいのだが、このまま放っておくと、以下つらつらと書かれる、ないしは先ほどの意見が一致したところで書かれているようなことが懸念されるので、別に当該仲介者を懲らしめるわけではないのだが、情報提供の枠組みとして、こういう仲介者に対する法定調書の提出を求めることなのだという、今の枠組みでは残念ながらそういうところに情報提供をお願いしようにもできない仕組みなのだということをはっきり書いておく必要があるのではないかと思います。

くどいかもかもしれませんが、先ほどの神津特別委員の話に触発されてなのですが、控除の問題です。確かに所得計算上の控除よりも人的控除だというのは私も賛成なのですが、如何せん、今回、複雑化された配偶者控除によって、配偶者の所得をそれなりに綿密に知らないと配偶者控除が受けられないというか、配偶者控除の手続きがとれないということになってしまったのは、やはり問題だと思うのです。

控除を見直せということは個人的な意見としてあるが、それは置いておくとしても、何らかの形できちんと納税者が必要とする情報がこういう枠組みの中で簡素に、かつ電子的に入手できるようなことが仕組みとして担保されないと、やはり適正な納税は担保されないということなのではないかと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点、確かに不十分だったかもしれないのですが、伝統的などいうのか、誰かが誰かを雇用するとか、誰かから誰かが実際に物を買うというようなことだと、これまでの制度で源泉徴収がかかり、法定調書がありということで、うまくいっていたというのですか、きちんと捕捉できたわけです。それがC to Cという言い方がいいのかどうか分かりませんが、要するに不特定多数の人たちがネットを通じてやりとりするようになってきて、その従来のシステムがうまく動かなくなってきているというのがそもそもこの専門家会合が始まったところなので、そのこのところでどうしても我々というか私が集中し過ぎた感じはあって、できるだけそういう点を要するにイーブンな社会、イーブンな公平さというのを実現しようとしているという、それだけのことです。

あと今回、神津特別委員から御指摘のあった点、手続法の方にシフトして考えていたところがあって、控除制度までは頭が回っていないところは確かにあると思いますし、あと給与所得控除から人的控除に動かしたから簡素になるかと言われると、今、土居委員から御指摘のあったように配偶者控除がややこしくなるなど、そういうこともないわけではないというところで、その点もしっかり注意して書き込みたいと考えております。

どうぞ。

○田近委員

先ほど言ったとおりのことと加えて土居委員が指摘された、もう一つキーワードになるのは、イコールフットィング。今、仮想通貨の業者の人、デジタルプラットフォームに対しての支払調書を求める。それというのは、彼らに特にプッシュしているわけではなくて、現在も様々なところで、神津特別委員が言っているように事業者の御厚意によって支払調書。そうすると、イコールフットィングの議論をもう一つ、今の仕組みをもっとデジタル化しなければいけないのではないか。だから、もっと大きな話が根っこにあると思うのです。今の様々な支払調書あるいは支払い報告が事業者から厚意で私のところに送ってくるのではなくて、それをデジタル化しなければいけない。そういう大きな流れの中で、まさに我々は仮想通貨の業者もインターネットもプラットフォームに行っているのだ。

そのメッセージがないと、何か新しいものに対して叩くというようなことで、やはり日本で、そこでそういう情報をデジタル化するときやむを得ないと言われればあれだが、マイナポータルを通じて、それを納税申告書に張りつけるというプロセスがどう見ても世界的に見ても客観的に言えばユニークというか、あまりない。

その情報、支払情報は本人と、あと同時にそれは国税当局に入ってしまうといいわ

けで、国税当局から個人の方に蓋を開ければ入っている。指摘したかったのは、やはりマイナポータルを介すという日本の独特の仕組み、それがどれだけ利便性を高めるか。それは今日の話ではなくて一番言いたかったのは、今回の話は支払調書のデジタル化を進める一環の中でやっているのだというメッセージをきちんと非常に強く出して、だから、我々の納税環境のデジタル化も推進すべきだと思うのです。

○岡村座長

まさに国税当局がビックデータを扱うというような話になってくるわけですね。
どうぞ、お願いします。

○神津（信）特別委員

言い出しっぺとして、今、様々なフォローの意見を田近委員等からいただいて思うのですが、支払調書の本人交付・電子交付やマイナポータルを活用した申告の簡素化については前から申し上げているとおりでと思います。

今日、野村総研の御提示のマイナポータルとe-私書箱が連携した仕組みは大変参考になったわけですが、これは生命保険料控除、医療費情報、給与などの情報を想定しているのですが、この仕組みを利用して、例えば原稿料や芸能人の出演料などの支払調書が必要となる情報についてもマイナポータルで一元的に入手できるようになるとありがたいと思います。

ただし、よく記入済み申告書という言葉をお使いになるし、様々なところで拝見しますが、私自身は抵抗感があります。我が国が採用する申告納税制度は世界に冠たるシステムだと思いますし、賦課課税制度の国のように、国が、あなたの所得額と税額はこうだと決めて、文句があるなら訴訟しろという制度ではないことに我々は誇りを持ってやっています。あくまでも申告納税制度を前提としつつ、マイナポータルを介して自分がチェックして、それを修正・補完して申告につなげるというシステムがいいと思います。これは、当然、納税者の利便性向上だけでなく、税務行政の効率化にも大きくつながることだと思います。今後、支払調書の電子交付やマイナポータルの活用の実現に向けて、御当局には是非ともご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございます。
お願いします。

○翁委員

私も本日、マイナポータルのお話を伺いまして、やはりいかに電子化、デジタル化をこういった新しい動きも取り入れながら進めていくかということが非常に重要な視点だと思いますし、できるだけ利用者にとって簡素で使いやすい、そういった形での申告ができるように急いでいただきたいということが非常に今回重要だと思っております。

ます。

あと、もう一つは、税務当局も非常に人員が限られているとは思いますが、やはり仮想通貨の世界など見ていますと、本当に新しい動きがどんどん出てきていて、いわゆる交換業者を経ないようなICOトークンなど、そういったものをまた仮想通貨に交換してそこで所得を得るとか、どんどん仮想通貨の種類も増えていきますし、そういう意味では専門性、金融庁などと連携してということかもしれないのですが、そういった新しいマーケットのフォローアップのようなことを少し強化していかないと、やはりフォローし切れない部分があるかというように思っております。ですので、こういった新しい技術が出てきておりますので、体制整備もぜひお願いしたいと思っております。

○岡村座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○田近委員

記入済み申告書というのは、私も非常に違和感があって、やはり納税申告なわけですね。台湾で何と言ったかというpre-calculationと言っていた。だから、暫定的に記入済み申告書ではなくて、申告書は自分が出すもので、実際もらった後にワンクリックではないですね。自分の家族構成とかチェックして、そして、出すのだ。だから、実際に大学の人間にもどうやっているのだと話したら、原稿料などは全部入ってくるのだ。しかし、それが記入済みというセンスは彼らになくてpre-calculatedされているので、あとは自分の情報をチェックするのだということで、それは今日、神津特別委員といろいろ息が合っていますが、でも、その記入済み申告書というのは確定申告なのだ、納税申告なのだ、賦課徴収ではないのだということはしっかり理解しないと、本人にとっても事前計算という言葉の方が適切かという気はしました。

○岡村座長

どうぞ。

○土居委員

今の田近委員の話で、確かに確定申告しなければならない納税者が今後増えてくるので、確定申告をしなければならない納税者の利便性を高めるということをここで議論しているのだと思います。

ただ、忘れてはいけないのは、大半の人はそうは言っても年末調整で終わっているという、つまり、確定申告に行かないでいいという仕組みが今、存在するということです。それがそのままいいとは思いませんが、ただ、そういう人たちにも利便性が高まるようなものにならないといけない。

マイナポータルも今日、デモがありました。まさに年末調整をするところで、もう繰り返しません。やはり配偶者控除というのはネックになってくる。今年からで

すが、だから、何とかしなければいけないし、さらには、医療費控除が確定申告の今の最大の理由の一つですから、そこもきちんと利便性を高めて、確かに既に主税局からの説明も税調ではありましたが、私はもう一段、さらなる利便性の向上が必要で、マイナポータルを活用した利便性の向上策が必要ではないかと思えます。

○岡村座長

ありがとうございます。

お願いします。

○齋藤東京大学教授

具体的な方策についての留意点ということで、特に自主的な適正な申告の担保策について、3-3に出ている意見を補足するコメントを手短に申し上げます。

一つは、任意の協力による情報照会、これを税法上、明確化することが考えられること、私もそういう意見を持っておりますが、その根拠です。実質的な根拠として一つ挙げ得るのは、現在、行政法の方であります議論で、行政が法令に基づいた適正な行政活動を行うためには、やはり職権でいろいろ行政調査をする、場合によっては職権探知するということが認められる、あるいは必要だ。そうすると、その相手方にも協力義務があるのだという議論が現在ございます。

そうすると、それを納税分野に適用しますと、先ほどから議論に出ておりますように、やはり公平な適正な納税についての納税義務から協力義務が出てくるので、それを条文化するというので一つ実質的な根拠ができるのではないかと考える次第です。

もう一つは、より実効的な形で新しい情報照会の制度を作ることも考えられる。ただ、その場合、対象となる情報を必要最小限に限定するということが書かれております。これもそのとおりだと考えますが、その点、一方では、やはり個人情報保護のためのレベルが上がってきておりまして、ヨーロッパでは御承知のとおり、一般的な新しい個人情報規則、GDPRが今年から実施されている状況で、日本もそれに対応しなければならないということが起こっております。

ただ、現状では、日本では行政機関個人情報保護法がございまして、その三条が情報の保有に関するルールを定めております。これは情報を持ってくるということとは少しずれがあると思うのですが、三条では、やはり必要な場合に限り目的をできるだけ特定して保持する。必要な範囲を超えてはならないということが併せて規定されておりますので、それを租税分野の特性に応じて、先ほど使った言葉で申しますと、どうカスタマイズしていくのかというのが一つの留意点ではないかと考える次第です。

以上です。

○岡村座長

貴重な御意見、ありがとうございました。

よろしいですか。

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員

幾つか申し上げたいと思うのですが、今、齋藤教授がおっしゃられたこと、大変重要だと思っておりまして、今日のマイナポータルの説明を聞くと、様々な行政に関する情報が省庁を超えて一つのポータルとして、情報をシェアできて利便性を高めるといような印象を持ったのですが、フランスのケースの資料を見る限りですと、このDSNシステムと税務当局ポータルサイトが切り分けられていて、それぞれのところでのようにデータを保有して、あるいは提供するのかの区分が非常に明確にされているような印象を持ちました。ぜひその辺りのデータの管理のところをしっかりと考えるということが必要なのではないかとということが一点目です。

二点目として、今回、自主性ということを挙げていて、自主的な申告ということが言われているのですが、では、本当にこういう形でICT化が進んでいけば利便性が高まり、自主的な申告がしやすくなるのかということについては留意が必要なのではないかと思っています。

例えば大変ぶしつけな申し上げ方ですが、今のe-Taxのシステムは非常に使いにくいと思っていて、そういう意味で言うと、こういう形でマイナポータルを入れて民間の知恵なども入ってIT化が進んでいったときに、本当に申告しやすくなるような、どんな人でも使い勝手の良い申告システムが作られるのかというシステム開発のところは非常に問われるのではないかとと思っています。

あと、もう一つは、税ではないのですが、例えば大学なども履修申告の登録をウェブ上で行うことになっているのですが、実は紙ベースのときよりもミスが多かったり申告漏れが実は増えてきている実態があって、ある意味、バーチャルなところでやることによって、何か齟齬が起きるとか見過ごしが起こるとか、登録を忘れるとか、人間の五感なども含めて本当にICT化というものが利便性と正確性を増すのかということについては制度設計が必要なのではないかという印象を持っています。

先ほど神津特別委員がそれぞれの事業者だとか状況に対応した申告のあり方を考えることが大事だとおっしゃっていて、そのとおりで思うのですが、こういうソフトの仕組みを整えれば整えるほど、実はもう一方で、マンパワーのベースできちんと例えば電子システムの使い方を伝えるなど、様々なところでサポートできるような相談窓口を用意するというようなところも必要になってくると思いますので、ワンクリックでシンプルに電子申告ができるようになるという話にはならないのではないかとこのところを大変懸念しています。

ぜひその辺りのシステムサポートのあり方ですとか、申告しやすい仕組みというものをアナログの部分というか、人的なサポートの部分も含めてどう考えるのかという視点をこの環境変化に対する対応というところで留意していただきたいと思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

その他、土居委員、どうぞ。

○土居委員

ちょっと違った視点なのですが、資料3-4の2ページに仮想通貨取引の現状について書かれていて、それとシェアリングエコノミーの話も書いてあるのですが、この議論をするところで一つ意識しておく必要があるのかと思うのは、それなりに肝となる、核となるところを押さえると、それなりに情報は取れるということに滲ませるような記述が欲しいということです。

つまり、どこまで行ってもイタチごっこで捕まらないというか、把握できないということだと徒労感みたいなものがないわけではないのですが、例えば仮想通貨だと、ここの記述には書いていないので入れていただくといいのかと思うのは、ブロックチェーン技術で取引が相互に情報を共有できることになっているので、その取引自体を隠し通すことができないということです。しかし、実はIDが誰のものなのかが分からないので、交換業者が登録制になっていて、口座開設時に本人確認があるというところで、その部分に関してはIDと本人とが紐付けられているという事実ですね。なので、事実のみをその2ページ辺りに書いていただくことで、そうかと、先ほど指摘したように当該仲介業者に対する法定調書という話はそういうところにつながるのかということを感じさせるということなのかな。

それと似たようなことで言うと、3ページに一般社団法人シェアリングエコノミー協会の名が一番最後のポツのところに出てきまして、これは私がヒアリングのときに質問させていただいたのですが、それなりに今、日本で取引している事業者がこの協会に加入しているというお話だったので、正確な数字までは多分、何十何%とかそこまではお答えいただけなかったのですが、プラットフォーム事業者が相当数加入しているなどという事実を書いていただくと、だから、直ちに協会に協力を要請することになるかどうかは全く別問題ですが、情報があるところにはある、ないしは把握しようと思ったら、どこに行けばどれくらい把握できるかが何となく分かるようなニュアンスが文章からも滲み出ればいいのかと思います。

以上です。

○岡村座長

了解しました。プラットフォーム事業者のところには情報がおそらくあるだろうということをもう少し表面化すればどうかという御意見ですね。ありがとうございます。

時間の関係もございますが、どうしてもというのがございましたら伺いますが、よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、ただいまいただいた御意見も踏まえて、資料につきましては私と、事務局に御協力いただいて調整させていただきたいと思いますが、一応、これは税制調査会からのミッションによって我々はこの会合を開きましたので、経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について、今後の総会における

議論の素材を整理するため、この会合を開いているということですので、少し総会からいただきましたミッションとの関係ではフォーカスを定めて報告の方にさせていただき、もし私の方でのまとめに不十分なところがありましたら、また総会で御発言いただくなど御補足いただくといったこともお考えいただければと思います。ですから、できるだけ皆さんの御意見を載せさせていただきたいと思いますが、もし不十分なところがありましたら、御補足いただきたいというまとめ方でお願いできればと思います。

その際、冒頭にも申し上げましたが、自主的な適正申告の実現に向けた方策を検討するに当たっての基本的な視点や考え方について、専門家会合においておおむね意見が一致した部分については、そういうものとして総会にもしっかりとお示しする。他方で、考えられる具体的な方策やその留意点につきましては、様々な御意見があったということで、それぞれの御意見を並び立てて紹介するというような形式でやらせていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、そのようにまとめさせていただきたいと思います。

経済社会の変化に応じた納税環境の整備というのは極めて重要な課題だと思いますが、本専門家会合においては、実際に新しい経済取引に携わっている外部の業界団体の意見等も聞きつつ、自主的な適正申告の促進策や、そのための担保策といった課題について有益な議論ができたのではないかと考えております。総会においても、この問題については引き続き精力的な議論を行っていくことになるかと思いますが、この専門家会合では、そのための参考となる素材をしっかりと整理できたのではないかと考えております。

短い期間ではありましたが、納税環境整備に関する専門家会合に御参加いただきました皆様には、三回にわたり貴重な御意見や様々な分野の知見を生かした御指摘をいただきました。

特に外部有識者の皆様には、御多忙のところ、会合参加に当たり御尽力をいただきましたことに、この場をかりて厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、当会合はこの辺りで終了したいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。